# ヒジネスサポートながの **Business support NAGANO**



#### 経営者シリーズトップかく語りき

株式会社キティック 代表取締役社長

# 永田 國彦氏

Kunihiko Nagata



家づくりサポートオフィス

#### 株式会社キティック

長野市県町484-1 センターBOA3F TEL 026-238-1710 FAX 026-238-1700

設 立 昭和54 (1979) 年5月

資本金 1,000万円

総合広告業(長野県広告業協会加盟)

# テーマは「あなたに仕事を依頼して良かった」の実現。

「この仕事はある意味、究極の便 利屋。だから今までやってこれたの かなと思います。同じ事をするのが 向いてないから(笑) |

キティック社長の永田國彦さん (61) は学生だった37年前、長野市 に戻り前身の広告会社に入社。東京 の学生時代に知り合ったある広告 会社の社長の話を聞き、「良い仕事 だと思った」のがきっかけだった。

1979年、現組織へ改組。取締役に 名を連ねた。「まずやったことは、と にかく社名を知ってもらうこと。う ちの独自性をいかに商品化するか が生命線だった」。

そして手がけた独自イベントが、 2時間買い切りのテレビショッピン グ、中古車を一堂に集めて2日間販 売した「TSBカーフェア in 長野」、5 日間で 10万人を集めた「ながの輸

入博」―。いずれも大きな話題を呼 び、"ユニークな広告会社"のイメー ジを定着させた。

「この仕事の醍醐味は、ゼロから 1を創り出す瞬間に立ち会えるこ と。そして、自由度の高さ。それがす ごく面白い」と永田さん。それが冒 頭の「究極の便利屋」の意味だ。「当 社のテーマは『お客様の期待を上回 るプロモーション』。つねに、キ ティックに頼んでよかった、と言わ れることをめざしています」。

そんな思いから生まれた事業の ひとつが「家づくりサポートオフィ ス」だ。家を建てたい人と信頼でき る建築家、施工業者をコーディネー トし、理想の住まいを実現する。受 託運営するケーブルテレビの住宅 番組の視聴者からの要望に応えよ うと、専門業者と業務提携してス

タートした。一見、広告会社とは結 びつかない事業。しかし、永田さん はそれを軽々と超えていく。

「"つなぐ""結ぶ"をキーワード にしたら何でもあり、が広告業界な んです。現状から課題を見つけ出 し、"つなぐ""結ぶ"ためにどうい う媒体計画を立て、どう表現してい くかを考える。面白いですよね。仕 事をほとんど苦労と思わないのは、 好きだからでしょうね。だからこ そ、私が続けてこられたんだと思い ますよ(笑) |

「面白い仕事」が何度も出てくる 永田さん。「経営」もそのひとつだと いう。「経営はとてもクリエイティ ブで、社会的責任も重い。やり方に 答えがないから創造的で、難易度も 高い。だからこそ面白いんですよ」。

長野法人会ホームページ www.naganohoujinkai.or.jp

1

口 覧

### **CONTENTS**

OCTOBER 2014

表紙写真

経営者シリーズ

株式会社キティック 代表取締役社長

#### 永田 國彦 氏

#### 事業実施カレンダー

2-3

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所 著作権について(9) 4

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記40

税務署からのお知らせ

最近の労働情報

従業員10名以上の小売業、社会福祉施設、飲食店等の事業主様!! 配置が求められる安全推進者

経営者の成長指南 浪 宏友 氏

企業会計NOW

8

第43回 固定資産と繰延資産の会計処理について

ゴルフトホホ日記

**Business Information** 

Tea Room

# 事業実施カレンダー

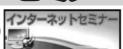
月の予定	
<b>1 水</b> 須坂部会 経営実務研修会	16 木 飯綱部会 落語寄席 法人会全国大会(栃木)
2木 役員視察研修旅行(~3日)	17金 小布施部会 経営実務研修会
3金 脳ドック検診	18₿
4₿	19 🗉
5⊞	20月
6月	<b>21</b> 火 <sup>11月決算法人説明会 豊野部会 経営実務研修会</sup>
7火 中央東部会 大人の社会見学	<b>22 水</b> 経営相談室(法律相談) 篠ノ井部会 経営実務研修会
<b>8水</b> 東部部会 法人会会社見学 経営相談室(法律相談)	23木
9木	<b>24 金</b> 県連女性部合同例会(飯田) 産業フェアin善光寺平2014(~25日)
10金	25₿
11 🗈	26 🗉
12□	27月
130	28火
14火	29 水 更北部会 経営実務研修会
<b>15水</b> 部会対抗ゴルフ大会(長野国際cc)	30木 須高ブロック講演会
	<b>31</b> 金

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない方 継続的に社員研修ができるシステムが

ほしい方etcにぜひご覧いただきたい



長野法人会HPトップページの下段に √バナー (見出し画像) があります。



#### 常時200タイトルのセミナーが視聴可能!!

#### ( 今月のオススメプログラムはこれ

ID: hi0901 パスワード:0011

#### お客さまとの対話を広げる 従業員のマナー研修

~コミュニケーション力を磨いて、

好感度アップを目指そう!~

株式会社エンパワー21 代表取締役 一般社団法人 日本おもてなし協会代表理事



#### 能勢みゆき氏

ネットショップが普及する一方で、販売員との会話や応対を求 かる声が増えています。さらに、ビジネスシーンにおいても、お客さまとのコミュニケーション力が問われています。マナー研修の専 任講師が、お客さまが期待する接客マナーを教えます。マナー る応対が当たり前になってきている今こそ、お客さまとの対話を 広げて好感度アップを目指しましょう。

長野法人会HP新コーナー 10月15日更新予定! 俺の私の不撓不屈 第2回 有限会社いろは堂 女将 伊藤園子 氏

#### 厚生委員会よりお知らせとお願い

#### 法人会の保障制度「ビジネスガード」に 加入しましょう!

~経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る~

今年度はビジネスガード発足30周年を記念し、 推進キャンペーンとなっています。会員皆様にはぜ ひご検討とご加入をお願いします。



厚生委員長 左右田 昭道 [㈱インテック左右田 会長]

#### ビジネスガードってどんな制度ですか?

企業のさまざまなリスクをサポートする「ハイパー任意労災(アット ワーク) |をはじめ「企業地震保険 | 「法人会の自動車保険 | 「個人 情報漏洩対策プラン」等、AIU損害保険株式会社が受託する損害 保険商品の福利厚生制度です。

どのような業種・どれぐらいの規模の会社が入れますか? 規模の大小にかかわらずほとんどの業種でご加入いただけます。

#### 保険料はいかほど?

会員様の規模や業種によって異なりますので個別に弊社代理店・ 推進員に気軽にご相談ください。

#### わが社のような小規模な会社に必要ありますか?

企業には大なり小なりリスクが存在します。小規模な企業であっても リスクは存在しますので、弊社代理店・推進員にご相談ください。会 員の皆様のリスクの相談に乗らせていただきます。

#### ビジネスガード販売受託会社

AIU損害保険株式会社 長野支店長 白石 功

月の予定	
1⊞	16 国 信更部会 視察研修旅行
2⊞	17月
3月 須坂部会 経営実務研修会	<b>18 火</b> 12月決算法人説明会 東部部会 経営実務研修会
<b>4</b> 火	19水
5水 飯綱部会 経営実務研修会	20木
6木 信濃町部会 経営実務研修会	<b>21 金</b> 脳ドック検診 全国青年の集い(秋田)
<b>7金</b> 脳ドック検診	22 ₺
88	23 🗉
9 <b></b> ■	24日
10月	25火
11火	26水 経営相談室(法律相談)
12水 経営相談室(法律相談)	27 木 長野市8部会合同 経営実務研修会
13木	28金 脳ドック検診
14金 脳ドック検診	29 ₺
15⊞	30 日 大岡部会 落語寄席



# 決算説明会

### 11月決算法人対象

開催日時

# 10月21日(火)

10:00~11:30

会 場

### ホクト文化ホール 2F 小ホール

#### 研修内容

第1部 長野税務署法人担当官 第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。 今回ご都合がつかない場合は翌月以降の 説明会にご出席願います(資料請求も可)。 駐車場に限りがございます。 なるべく公共 交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場※12月決算法人対象

11月18日(火) 10:00~11:30 ホクト文化ホール

# 法人会 経営相談室

法律相談は、第2・第4水曜日に開催 税務相談と労務相談は、相談申し込み の都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

法律相談

日 時

# 10月8日(水) 22日(水)

10:00~12:00

会 場

## 長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F) TEL026-227-0011

相談員 弁護士

中嶋慎治氏·倉﨑哲矢氏

\_\_\_\_\_

会員=無料 会員以外=5,000円

#### 利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX (026-224-2655) にて送信願います。

# ビジネス法律相談所

長野県弁護士会所属 弁護士 **倉崎 哲矢** 倉崎·小林法律事務所



# 著作権について(9)

会員の皆様こんにちは。弁護士の倉崎でございます。

今回は、他人の著作物の私的使用についてお話させていただきたい と思います。

他人の著作物の私的使用の例としては、他人が著作した文献を自身の教養のためコピーするなどの行為が考えられますが、このような私的使用について理解を誤り、誤った著作物使用をしてしまうと、場合によっては、差止請求、損害賠償請求など法的責任を追及されてしまうことにもなりかねませんので、使用に当たってはルールの正確な理解が必要です。

この他人の著作物の私的使用に関しては、著作権法30条1項に定めがあり、同項は、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは…複製することができる」と定めております。

したがって、使用は、かような「目的」に基づくものでなければなりません。

この「個人的」、「家庭内」、という文言については解釈上の問題はあまりないのですが、「これに準ずる限られた範囲内」として何が含まれるかについては議論があります。この点に関し、「企業その他の団体において、内部的に業務上利用するために著作物を複製する行為」について、「その目的が個人的な使用にあるとはいえず、かつ家庭内に準ずる限られた範囲内における使用にあるとはいえない」として、「同条所定の私的使用には該当しない」と判断した裁判例があります(舞台装置設計図事件 東京地判昭52・7・22無体例集九一二一五三四)。

著作物の私的使用は、上述した目的を有していれば原則として適法となります。但し、以下のとおり使用方法などによっては例外的に違法となりうる場合がありますので注意が必要です。

(1) 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合(法30条1項1号参照)

具体例としては、レンタルCD屋に備え付けてあるダビング機器を用いて複製する場合が挙げられます。

では、コンビニや図書館等に置いてある文献複写機を用いる場合は、 これに該当するでしょうか。

この点に関しては、形式的には該当することになりますが、文献複写機は日常生活で使用する機会が多いにも関わらず家庭内で保有している人が少ないことから、例外的に、文献複写機を用いた複製は、当分の間は、違法にならないとする除外規定があります(昭和59年改正附則5条の2)。

(2) 技術的保護手段回避による複製(法30条1項2号参照)

映画DVDやCDの無断複製を防止するためにコピープロテクションなどの措置がなされていることがあります。このような技術的保護手段を回避することで可能になった複製を、それと知りながら行った場合には違法となります。

(3) 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合(法30条1項3号参照)

違法配信されているファイルを、それと知りながらダウンロードする行為は、たとえそれが私的使用目的であったとしても違法となりますので、注意が必要です。

参考文献 「標準著作権法」(高林龍著、有斐閣) 「著作権法」(中山信弘著、有斐閣) 「著作権法入門」(島並良 上野達弘 横山久芳、有斐閣)

#### BOOK ビジネス書 ランキング

# 今月の売れ筋10冊

2014.8/1~8/31 平安堂長野店 提供

- **】嫌われる勇気 ■**岸見一郎/著 ダイヤモンド社 1,500円
- 2 頭がいい人はなぜ方眼ノートを使うのか? ■高橋政史/著 かんき出版 1,400円
- 3 京セラフィロソフィ ■稲盛和夫/著 サンマーク出版 2,400円
- **4 ディズニーの最強マニュアル** ■大住力/著 かんき出版 1,400円
- 5 なぜ一流の男の腹は出ていないのか? ■小林-行/著 かんき出版 1,200円
- 6 脳の強化書 ■加藤俊徳/著 あさ出版 1,300円
- **7 ディズニー おもてなしの神様が教えてくれたこと** ■鎌田洋/著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 8 天職発想で顧客づくりが見える ■松本秀幸/著 三恵社 1,389円
- **9 トヨタの問題解決** ■OJTソリューションズ/著 KADOKAWA 1,300円
- 10 一流の男は「気働き」で決める ■高野登/著 かんき出版 1,400円

今月の一冊



#### **ディズニーの最強マニュアル** 大住力 著 かんき出版 1,400円 (本体価格)

本書において、なぜディズニーランドは、お客様を惹きつけるサービスを提供し、アルバイト従業員を中心とする生産性と業績を上げ続ける組織を維持できるのか? ディズニーのマニュアルと仕組みについて、どんな組織にも導入することが可能だと説いています。

# 税理士の事件簿

平井 幸光 作成■関東信越税理士会 長野支部所属 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章 渡邉 隆行

## 税務調査の立ち会い顛末記40

今回のテーマは、前期以前に計上した売上高等について、当期において 値引きなどの事実が生じた場合、前期以前に遡及して課税関係を修正す べく「更正の請求」を行うべきか、それとも当期において「前期損益修正」 として処理すべきかについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

#### 1. 会社側の行った経理処理

A社は前期において、所有する土地をB社に3,000万円で譲渡することと し、その土地の引き渡しも完了したことから、前期中に当該譲渡収入を収 益計上し申告しました。

ところが、当期に入って、その譲渡した土地の地中にコンクリートの残骸 が埋没していることが判明したため、B社から撤去の要請がありました。

A社としては、上記残骸を撤去するにしても、すでにその土地をB社が 使い始めているため、撤去作業も困難であることから、B社と改めて協議 した結果、当初の譲渡代金のうち300万円を減額することで双方が合意し ました。

A社は、前期に計上した譲渡収入の減額という考えから、前期の申告所 得から譲渡収入の減額分300万円について控除してもらうべく税務署に対 して「更正の請求」を行いました。

その後、この「更正の請求」につき税務調査が行われ、調査官から次の ような見解が示されました。

#### 2. 調査官の見解

今回の内容は、A社が前期の申告所得計算において益金の額に算入し た土地の譲渡収入について、当期になってから発覚した事情により改めて 減額の事実が生じたのであるから、当期の申告所得計算において損金の 額に算入すべき内容であり、前期の申告について「更正の請求」を行う内 容ではありません。

したがって、当期において「前期損益修正損 300万円」として会計処 理してください。

#### 3. 税理士のアドバイス

調査官の指摘は妥当なものと考えます。その詳細は以下のとおりです。 当初は正当に計上した収益及び費用であっても、その後の事業年度に おいて、当初予想できなかった事情などによって、取消し、又は訂正しなけ ればならないことが起きます。

その中には、①もともと当初の計上額に修正原因が内在していて、これ が後になって顕在化したために修正を余儀なくされるもの(販売済みの商 品に欠陥があったことによる値引き、返品など)と、②当初の決算時におい ては正当な処理であったものが、その後の状況の変化等により修正を余 儀なくされるもの(契約の解除・取消し又は失効など)が考えられます。

これらの前期損益修正事項が生じた場合には、本来であれば、当初の 決算に遡って修正し、決算のやり直しをするというのが理想的な姿です が、当初の決算については、既に株主総会の承認を受けてその損益が対 外的にも確定しており、これに基づく株主の配当請求権もまた法的に具体 化しているため、これを遡って訂正することは通常極めて困難であり、原 則としてできません。

したがって、通常は、その修正すべきことが明確になった決算期におい て、前期損益修正損(又は益)を計上することで、その修正を行うというの が会計慣行となっています。

【もっとも、一部の法人(「会計監査適用法人」)にあっては、H23.04.01 以後開始する事業年度からは、会計上の変更や過去の誤謬の訂正などに ついて、上記と異なる取扱いもあります。:詳細は「過年度遡及会計基準」 等参照】

また、法人税法における課税所得の計算は、当期において生じた収益 と費用・損失とを対応させ、その差額として所得を測定するという建前に なっており、この場合の当期の収益又は費用・損失については、その発生 原因が何であるかを問わず、当期において生じたものであれば全て当期に 属する損益として認識するという考え方がとられています。

ただし、一方では国税通則法第23条第2項(後発的理由に基づく更正 の請求の特例)において、すでに課税済みの所得について、その後一定事 由が生じてその所得が失われる場合には、一定期間内に更正の請求が認 められておりますので、既往に遡って課税済みの所得について修正すべき なのではないのかとの疑問が生じます。

今回、A社が前期の申告について更正の請求を行ったのも、まさに上記 の国税通則法の規定に基づいたものとも考えられます。

しかしながら、国税通則法の規定は、国税一般についての更正の請求 手続きを包括的に定めたものに過ぎず、法人税法における課税所得の計 算についての考え方は前述のとおりですので、法人税法上、既往に遡って 更正する理由がない場合には、上記の国税通則法の規定は事実上カラ振 りになるということです。

もちろん、上記の国税通則法の規定にある更正の請求理由のうち、明ら かに法人税についても当然に適用されるべき場合(つまり、既往に遡って 課税済みの所得について修正する必要がある場合)もありますが、法人税 については上記の国税通則法の規定の適用がない場面が少なくないの で、執行上のトラブルが生じないよう、法人税基本通達2-2-16【前期損 益修正】において、次のように規定しています。

「当該事業年度前の各事業年度 (…中略…) においてその収益の額を 益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引に ついて当該事業年度において契約の解除又は取消し、値引き、返品等の 事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当 該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。|

(法人税基本通達2-2-16【前期損益修正】の解説等参照)

したがって、今回の内容は、前期の申告について更正の請求はできない ことになります。

国税庁ホームページの

確定申告

click! www.nfa.go.jp



で「申告書」が作成できます!

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額 などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や 青色申告決算書などが作成できます。 **丿作成が終わったら**【

-ネットで送信!

国税雷子申告 納税システム

e-Taxなら こんなにいいこと

③還付がスピーディー

①作成コーナーから電子申告 ②添付書類の提出省略



e-Taxの準備が間に合わない方は、e-Taxの メリットはありませんが、申告書等のデー -タを印刷 して、郵送等で提出することも できます。

金額等を入力してね

**計画提出** 



# 最近の労働情報

社会保険労務士 産業カウンセラー セクハラ・パワハラ 防止コンサルタント **傳田 清一** 

キヨカズ)



傳田清一社会保険労務士事務所 〒380-0803 長野市三輪6-23-16 TEL 026-213-6338 FAX 026-233-2330 E-MAIL k-denda@sky.plala.or.jp URL http://www.denda-sr.jp/

### 従業員10名以上の小売業、社会福祉施設、飲食店等の事業主様!! **配置が求められる安全推進者**

1年間に発生する休業4日以上の死傷労働災害は全業種合計で約12万件となっていますが、そのうち約5万件は第三次産業において発生し、製造業や建設業といった危険または有害な業務が多い業種の約4.5万件を上回っている状況です。その一方で、第三次産業の事業場については、一部を除き労働災害防止活動を担当する安全管理者等の選任や安全委員会の設置が義務付けられていないことから、事業場として安全管理体制の構築が十分なされていないケースが見られます。

このような現状を踏まえ、平成25年に厚生労働省より策定された「第12次労働災害防止計画」の中で、第三次産業が重点業種として設定されましたが、さらに今回は、「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン」が策定され、安全の担当者の配置をすることが望ましいこととされましたのでご留意ください。

#### ① 対象事業場

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、 常時10人以上の労働者を使用するもの。特に以下の3業種は重点的に 本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業(令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業 及び燃料小売業を除く)
- · 社会福祉施設
- ・飲食店

	施行令第2条	該当する業種	常時50人以上	常時10人~49人		
	第1号	林業、建設業、運送業				
	第2号	製造業、電気業、ガス業、熱供 給業、水道業、通信業、各種商 品卸売業、家具・建具・じゅう器 等卸売業、各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場 業、自動車整備業、機械修理業		安全衛生推進者の選任義務あり		
	第3号	その他の業種 安全管理者、安全衛生推進者の 選任義務なし				
ĺ	この業種と規模です					

#### ② 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置すること。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、 大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全 衛生の実務を経験した者等)
- イアと同等以上の能力を有すると認められる者 (労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者 の資格を有する者)

#### ③ 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置すること。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えない。

#### ④ 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知すること。

#### ⑤ 安全推進者の職務

#### 1. 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例:職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備等

#### 2. 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例: 朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、 荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・ 研修の実施等

#### 3. 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例:労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成 及び労働基準監署長への提出等

# 成長指南経営者の



人材育成コンサルタント **浪 宏友事務所** 代表 **浪 宏友** 

自分の担当する仕事を自立的、自主的に推進する能力を、職務遂行のスキルと名付けました。ここでは、「企画立案のスキル」「環境対応のスキル」「問題解決のスキル」「業務推進のスキル」を、中心課題として取り上げました。

会社が経営戦略を変更し、この部署にも新しい 仕事が入ってきました。課長は、一人の中堅社員に 担当させようと声を掛けました。花を持たせるつも りでした。ところが、「どうして、俺なんですか」と反発 して、頑として受け付けません。これまでやってきた 仕事にしがみついて、新しい仕事を拒否するので す。この社員は、職務遂行のスキルが弱かったので す。このため新しい仕事に恐れを感じて、自分のでき る仕事の中に逃げ込んでしまったようです。

仕方なく別の若い社員に打診しましたら「教え ていただければ、やらせてもらいます」と、快く受け ました。この社員には職務遂行のスキルがありましたから、新しい仕事にも向き合うことができたのです。この社員は、研修を受けたり、自己啓発を行ったりして、新しい仕事をマスターしました。

新しい仕事を断った中堅社員は、その後も、同じ 仕事にしがみつき続けました。ところが会社の方 針で、しがみついていた仕事がなくなってしまった のです。行き場所を失ったこの中堅社員は、年下の 上司のもとで、定型的な仕事をするほかありませ んでした。

時代と共に仕事は変化していきます。職務遂行のスキルがないために新しい仕事に向き合えない人は、時代に取り残されてしまう危険があります。 時代から取り残される社員が多い会社は、会社そのものが時代から取り残されてしまうかもしれません。

〒380-0935 長野市中御所5-13-21-106 TEL&FAX 026-224-2638 E-mail nakagosho@f8.dion.ne.jp

# 企業会計

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 竹内 信太郎

### 第43回 固定資産と繰延資産の会計処理について

#### I. 固定資産の会計処理について

中小企業の会計に関する基本要領(以下「中小要領」といいます) では固定資産の会計処理について次のように定められています。

#### 8. 固定資産

- (1)固定資産は、有形固定資産(建物、機械装置、土地等)、無形固 定資産(ソフトウェア、借地権、特許権、のれん等)及び投資そ の他の資産に分類する。
- (2) 固定資産は、原則として、取得原価で計上する。
- (3) 有形固定資産は、定率法、定額法等の方法に従い、相当の減価 償却を行う。
- (4)無形固定資産は、原則として定額法により、相当の減価償却を行う。
- (5) 固定資産の耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする。
- (6) 固定資産について、災害等により著しい資産価値の下落が判明 したときは、評価損を計上する。

#### 【当初取得時の処理】

固定資産は、1年を超える長期にわたり企業で使用される資産を指 しますが、これらは高額な場合が多く、また形態や保有目的も多様で す。そこでまず、その性質に応じて、有形固定資産、無形固定資産及び 投資その他の資産のいずれかに分類されます(上記(1))。

	事業に直接 使用するか	物理的な形態 を持つか	主な内容
有形固定資産	する	持つ	建物、機械装置、土地等
無形固定資産	9 %	持たない	ソフトウェア、特許権、のれん等
投資その他の資産	しない	いずれもあり	関係会社株式、長期貸付金等

取得した資産は取得原価で計上(上記(2))しますが、この取得原価は、原則として購入金額に引取費用等の付随費用を加えた金額になります。

#### 【減価償却】

通常、有形及び無形固定資産は使用に応じてその価値が下落していきます。そのため、相当の減価償却として、毎期一定の方法で(規則的に)、使用可能期間(耐用年数)にわたって、減価償却を行う必要があります。

減価償却の方法は、毎期一定の額で償却する「定額法」か、毎期一

定の率で償却する「定率法」が通常用いられます(上記(3))。また、無形固定資産については、原則として定額法で償却を行います(上記(4))。耐用年数については、個別に見積もるのが難しいため、実務上は、法人税法で定められた耐用年数を使うことが一般的です(上記(5))。

#### 【評価損の計上】

台風で建物が半壊するなど、災害による著しい損傷により、資産価値が著しく下落することがあります。この場合は、評価損を計上し、資産の計上額を減額する必要があります(上記(6))。

#### Ⅱ. 繰延資産の会計処理について

中小要領では、繰延資産の会計処理について次のように定められています。

#### 9. 繰延資産

- (1) 創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費及び新株子 約権発行費は、費用処理するか、繰延資産として資産計上する。
- (2) 繰延資産は、その効果の及ぶ期間にわたって償却する。

繰延資産は、対価の支払いが完了し(既支出)、これに対応するサービスの提供を受けた(既費消)にもかかわらず、効果が将来にわたって生じると期待される費用をいい、8月号で取り上げた経過勘定の前払費用(既支出・未費消)とは性質が異なるものです。効果が将来にわたり生じることから、一括での費用処理のほか、繰延資産という名称で資産計上し、効果の及ぶ期間で償却を行う処理が認められています(上記(1)及び(2))。

ただし、以下表のように、上記の処理ができる項目は限定されており、償却期間も著しく長期にならないように上限が定められています。

繰延資産項目	項目の内容	償却期間	
創立費	設立費用	5年以内	
開業費	設立後営業開始時までに支出した開業費用		
開発費	新技術開発等のために支出した費用等		
株式交付費	新株の発行又は自己株式の処分に係る費用	24114	
新株予約権発行費	新株予約権または社債発行のため支出した費用	3年以内	
社債発行費	制体予制権または社員光行のため支出した費用	社債償還までの期間	

# す ゴルフ 戸旅派。日記

それでも私は90台をめざします

~ゴルフ未経験の方、ゴルフはもうやめてしまったという方も一緒にプレーしませんか?~

#### 第7回 >>> パットがどうも……

「パット・イズ・マネー」という格言があり、ゴルフではパットが重要なことは言うまでもありません。300ヤードのドライバーも30センチのパターも同じ一打。プロゴルファーでは、このパット一打で賞金が雲泥の差になってしまうわけですから。

先日ご一緒したシングルの社長さんは、私のパット数の多さを見かねて「パターは毎日練習してもやり過ぎなんてことはない。スコアをよくしたいのならこれが近道だよ」と教えてくださいました。

あまり深刻に考えていませんでしたが、私の場合3パットは当たり前で108回叩く内の半分近くがパットということも珍しくありません。その日は、徹底的にグリーンでのラインの読み方、距離の合わせ方、ターゲットの決め方などラウンドレッスンを受けることができ、収穫の多いラウンドでした。

そして、最終18番、教わったその成果を発揮するにはもってこいのポジション、ピンまで3メートルにつけました。入ればパー。習ったことを一つ一つ慎重にこなして、さてアドレスに入ろうか・・・とその時。「おい、関、パット・イズ・マネーもいいけど、タイム・イズ・マネーとも言うんだから、

さっさと打てよ」と社長から一言。下手な私が最も心がけなければならない遅延プレーを忘れていました(汗)。「ああ、パット・イズ・タイムですね」などと訳のわからないことを言いながら慌てて打って、結果はもちろんいつもの3パット。やはりトホホでした。



今年のゴルフシーズンも残すところ2カ月半ほどとなりましたが、パット数を少なくすることにも注力していこうと思います。

さて、今月は15日に部会対抗ゴルフ大会が、長野国際カントリークラブで開かれます。

ゴルフを始めようと思っている方、以前プレーしたけど今はやめてしまったという方も、ぜひ、一緒にプレーしましょう。

※「こんな下手でも奮闘しています」という内容で 一年間お届けしております。

〔文責:事務局 関〕

情報アンテナ

# ビジネスインフォメニション

このコーナーは管内企業の「売りたい」「こんな技術を探しています」といった情報発信のページです(毎月3社ずつ紹介・ 無料)。また、長野法人会ホームページにも随時掲載してまいります。



合わせてどんどん進化し、補償も手厚くなっています。 ご契約の生命保険・損害保険を見直してみませんか。



信和商事は、信用金庫と ともに歩む、安心の保険 代理店。

法人会の福利厚生制度 「ビジネスガード」(AIU保 険)をはじめ、損害保険6 社、生命保険7社、共済2 制度を取り扱っています。





★長野法人会会員企業には独自の割引制度があります!

長野信用金庫指定保険代理店

長野市北石堂町1437 TEL.026-224-6571 FAX.026-224-2294

## 地域の皆さまの快適な 生活環境づくりのために。

# 水廻り、冷暖房・空調設備の 設計・施工から住宅リフォー ム工事まで、きめ細かく丁寧、 しかもリーズナブルに



★お気軽にお問い合わせください!

快適な生活環境つくり

# 株式会社

須坂市・長野市・中野市・小布施町 上下水道指定工事店

須坂市豊丘町 742-1

TEL&FAX **026-246-9825** 

# 長野法人会 会員様 限定 パッケージッアー特別割引のご案内

国内旅行も、海外旅行も、 旅の事なら日本旅行 長野支店へ!

国内旅行 赤い風船 3%割引 海外旅行 BESTツアー 3%割引 MACH 4%割引



他社企画商品も3%割引【JTB、メイト、JALパックなど】 ご希望地区のパンフレットがございましたらお気軽にお問合せ下さい。



株式会社**日本旅行長野支店** 住所:〒380-0821 長野県長野市上千歳町1137-23 TEL: 026-232-6152 Email:nagano\_office@nta.co.jp Tea Room



エンゲル係数という言葉を覚えています かつ

食料費/生活費です。戦後は63%、昭和54 年は29%、平成25年が18%です。

毎日、野菜が高い。食品の値上げが家計を 圧迫すると、世間は騒がしいですが、今やスマ ホやネットの通信費が食料費を凌ぐのです。 「命と健康を守る食品」を司る業界は、中小 零細企業が多く、長期のデフレと急激な円安 の中でもがき苦しみながら、じっと我慢して

> います。そんな一面にも光を 照らす寛容さが必要ではない でしょうか。

広報委員会 副広報委員長

塚田 裕一

発行 一般社団法人 長野法人会 編集 広報委員会 下380-0904 長野市七瀬中町276 TEL (026) 227-0011 FAX (026) 224-2655 URL http://www.naganohoujinkai.or.jp E-mail info@naganohoujinkai.or.jp

日本旅行

個人情報の取扱について 当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制 度等のご案内など、未会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記数日まで、お願い致します。



松代藩真田十万石まつり音楽祭





ゲストボーカル **小 林 純 子** 

# 10月12日(日)

長野市松代文化ホール 19:00 (開場18:30)

出演: (ミュージック・マシーン・フレンズ)

入場無料

■主催/松代藩真田十万石まつり音楽祭実行委員会(松代地区住民自治協議会・長野商工会議所松代支部・MMF)